# 琉球大学学術リポジトリ

学校支援を通した社会全体の教育力の活性化 ー国・沖縄県の施策から見る学校・家庭・地域の連 携-

メタデータ	言語:
	出版者: 琉球大学生涯学習教育研究センター
	公開日: 2009-06-03
	キーワード (Ja): 学校・家庭・地域の連携,
	学校支援地域本部, 放課後子ども教室, 社会全体の教育力,
	生涯学習社会の実現
	キーワード (En):
	作成者: 與那嶺, 忠, Yonamine, Tadashi
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/10429

研究報告

# 学校支援を通した社会全体の教育力の活性化

-国・沖縄県の施策から見る学校・家庭・地域の連携-

Policy Outline on the Coordination of Comprehensive Social

Education by Supporting Schools with Cooperation between Families,

Public Community Support Facilities and Local Schools from the

Perspective of the Japanese National Government and the Okinawan

Prefectural Government

## 與那嶺 忠\*

キーワード:学校・家庭・地域の連携、学校支援地域本部、放課後子ども教室、 社会全体の教育力、生涯学習社会の実現

## I はじめに

平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正された。改正の内容としては、「生涯学習の理念(第3条)」が新しく規定されたことをはじめ、「教育の目標(第2条)」、「家庭教育(第10条)」、「社会教育(第12条)」、「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力(第13条)」等、学校教育のみならず、生涯学習・社会教育関係の充実も図られるようになった。また、これらに伴い策定された「教育振興基本計画(平成20年7月策定)」では、「教育の果たすべき使命を踏まえ、教育を重視し、その振興に向け社会全体で取り組むことが必要」と明記された。

本県においては、第4期沖縄県生涯学習審議会「時代の変化に対応する本県生涯学習施策の方向性について」の答申(平成17年7月15日)を受け、平成14年度に策定した「第二次沖縄県生涯学習推進計画」を見直し、これまでの生涯学習施策の成果と課題を踏まえながら、本県の生涯学習の一層の充実・振興を図るために、「第二次沖縄県生涯学習推進計画(後期)」を平成19年11月に策定した。

これらの教育改革の背景には、「少子高齢化」、「高度情報化」、「環境問題」、「グローバル化」等の進行に伴い、「子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の低下」、「問題行動」、「家庭・地域の教育力の低下」などの課題の発生や国内外の社会状況の急速な変化等が考えられる。さらに、本県においては、平成19年・20年の「全国学力・学習状況調査」の結果を受け、「児童生徒への学力向上」に対する新たな取り組みが喫緊の課題となっている。

このような社会の変化や国の教育改革の動向、本県の課題等を踏まえると、家庭・地域等の社会全

<sup>\*</sup>沖縄県教育庁 生涯学習振興課 生涯学習班長

体の教育力の向上がますます重要となってくる。そしてこれまで学校教育に重点がおかれていた教育の中での社会教育の役割がますます大きくなると考えられる。

その役割を果たすためには、これまでの社会教育の在り方に加え、学校教育の支援を通した家庭・ 地域教育力の向上を目指す必要がある。

#### Ⅱ 「生きる力」と「人間力」

平成20年2月19日に中央教育審議会の答申として出された「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について〜知の循環型社会の構築を目指して〜」には、社会の変化や要請に対応するために必要な力として、子どもたちには「生きる力」を、成人には「人間力」をあげている。

「生きる力」は、平成8年の中央教育審議会答申で提唱され、現在の「学習指導要領」の理念となっており、平成23年度から完全実施される新学習指導要領(中学校では平成24年度)にも同様に扱われている。これは、「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力などの力」であり、この「生きる力」を身に付けさせるために、教育内容の改善など様々な改革が取り組まれている。しかし、「生きる力」を身に付けさせる取り組みは、学校教育の中では重要な位置付けをされているが、社会教育の中では具体的な取り組みはあまりなされていない。同答申の中でも「生きる力」を育む重要な基盤は学校教育としながらも、一方では子どもたちが学校の内外で、「生きる力」を育む環境づくりの必要性を述べていることから、社会教育でも「生きる力」を学校教育との共通目標として位置付け、両者の積極的な連携・支援が望まれている。

「人間力」については、「人間力戦略研究会報告書(内閣府平成15年4月)」の中で、「社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力」と定義されており、先に述べた「生きる力」の理念をさらに発展させ具体化したものとしてとらえられている。この「人間力」を身に付けるためには、「生涯にわたって学習を継続できるようにすること」が求められている。また、「狭義の知識・技能のみならず、他者との関係を築く力等の豊かな人間性を含む総合的な力は、学校教育の期間と場のみならず、ライフステージに応じて多様な場所や方法で学習し、職業生活やその他の社会における活動においてその成果を発揮することを経て身に付くもの」であり、学ぶ機会の充実とその成果を生かせる環境づくりの必要性をあげている。

これはまさに教育基本法第3条の「生涯学習の理念」そのものであり、教育の振興のためには生涯学習社会の構築が不可欠であるといえるであろう。

#### Ⅲ 学校・家庭・地域社会が連携するための仕組みづくり

前述の「生きる力」「人間力」を身に付けさせるためには、生涯学習社会の構築を図るとともに、社会全体の教育力の向上も必要となる。

近年、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている。これは、核家族化や人間関係の希薄化などからコミュニティとしての機能が低下し、本来それぞれが行うべき役割が学校に依存されていることが考えられる。そのため学校では、様々な要求に対しての対応に追われ、本来おこなうべき子どもと向き合う時間が減少してしまったことも問題となっている。学校は教育機関であり、地域社会における子どもの教育機能の中心的役割を担い、教育について大きな責任を負うのは当然ではあるが、そこに家庭・地域が目標を共有し、それぞれの機能を駆使してその目標を果たすことが必要となる。

中教審答申の「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」には、社会全体の教育力向上 の必要性として「社会全体の教育力を向上させることは、それぞれの地域社会がその教育力(地域社 会の教育力)を向上させることにほかならない。それぞれの地域社会には、様々な学習活動に関係す る学校、家庭、社会教育団体、地域において活動する企業、NPO等が存在し、社会教育の充実に貢献してきているが、今後はそれぞれがその役割に応じて共通の地域の目標を共有することが求められる」とある。また、「このような地域社会の教育力向上には、地域全体での子育てや学習の『支え合い』(共同)、地域の課題解決は地域自身の手で『助け合い』(共生)、家庭や地域の教育力と学校教育等の効果的な連携『つながり合い』(共育)の視点が大切である」と記されている。

この共同、共生、共育の視点で学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくりとして取り組んでいるのが、「学校支援地域本部事業」や「放課後子ども教室推進事業」などである。ここからは、この両事業についての県内の取り組みを紹介する。

#### Ⅳ 地域教育力の向上を図る具体的取り組み

#### 1. 学校支援地域本部事業

本課が実施した学校支援ボランティア状況調査(平成19年度実績)において、学校支援ボランティアを活用していると回答したのは、公立小学校で約98%、公立中学校で約92%となっており、県内の公立小中学校のほとんどで学校支援ボランティアを活用した教育実践が行われていることがわかった。活用内容としては、教科等が最も多く、次いで総合的な学習の時間、部活・クラブ活動等広範囲にわたっている。その教育効果としては、小・中学校とも、「児童生徒の学習意欲・学習成果の向上」や「体験活動の充実」等があげられていることから、ボランティアの活用は、学校教育上有効であると考えられる。

課題としては「ボランティアに対する保険等の確保」が最も多くあげられている。また、小学校では事前打ち合わせの時間確保の難しさを半数近くあげている。他校の学校支援ボランティアの活用状況及び人材確保のための情報等の不足も4割が課題としてあげており、情報提供などのコーディネート等が必要である。

このような課題を解決するためには、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制の整備が必要になってくる。この体制整備を推進するために本年度から実施されているのが、 学校支援地域本部事業である。

本事業は、原則として中学校区単位(中学校とその校区内の小学校)に学校と地域との連携体制の構築を図るため、学校支援地域本部を設置し、地域住民の協力を得て、学習支援活動、部活動指導、環境整備、登下校安全確保等の取り組みを行うものである。

学校支援地域本部の基本的な仕組みは、学校とボランティア、ボランティア間の連絡調整を行う「地域コーディネーター」と実際に学校支援活動を行う地域住民で構成する「学校支援ボランティア」、学校支援地域本部においてどのような支援を行うかという方針等を企画、立案する「地域教育協議会」から構成される。

その効果としては、

- (1) 子どもたちの教育をよりよいものとする効果
  - ① 地域のいろいろな大人が学校の教育活動に関わることで、多様な体験、経験の機会が増えたり、規範意識やコミュニケーション能力の向上につながる。
  - ② 多くの大人が子どもたちを見守ることで、よりきめ細かな教育ができる。
  - ③ 地域住民の協力を得ることで、教員が教育活動により一層力を注ぐことができる。
- (2) 生涯学習社会の実現への効果
  - ① 地域住民が、自らの経験や知識を、未来を担う子どもたちの教育に生かすことができ、これにより生涯学習の成果を生かす場が拡がり、自己実現や生きがいづくりにもつながる。
- (3) 地域教育力の向上への効果
  - ① 地域住民が学校の教育活動に関わることで、地域のきずなづくりにつながり、地域の教育力

が向上する。これにより、地域の活性化や、学校を核とした地域づくりにもつながる。 などが考えられる。これらの効果をよりよく生かすためには、これまで各学校で取り組んでいる学校 支援ボランティアを活用した教育活動を軸に、より多くの住民が参加し、長く続けるため、「できる ことを できるときに できることから」行うことが大切である。

平成20年度は県内12の市町村で24の学校支援地域本部が設置され、学校支援を実施する予定である。 それぞれの学校支援地域本部での取り組みが、学校・家庭・地域それぞれを活性化させ、三者が一体 となり、地域の子どもの育成、地域づくりへつながることを期待するものである。

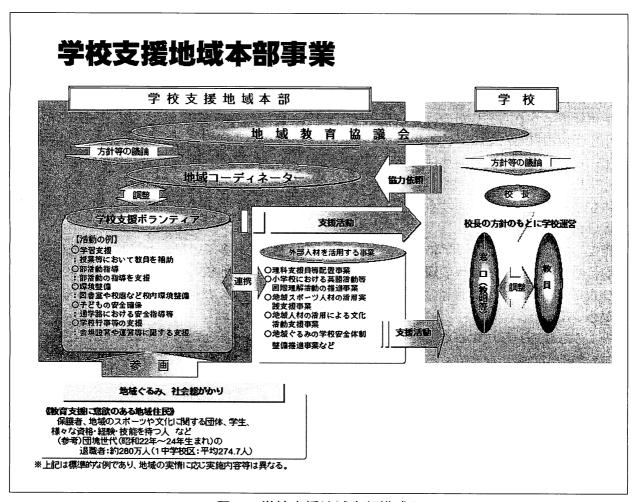


図 1 学校支援地域本部構成図 資料出所:文部科学省

# 2. 放課後子ども教室推進事業

沖縄県では、学校・家庭・地域が一体となって、社会全体で心豊かでたくましい子どもをはぐくむという視点に立ち、放課後等の子どもたちの安全・安心を確保するため、子どもの「居場所づくり」を推進している。平成16年度から18年度までの3年間、文部科学省の委託事業として、「地域の子どもは地域で育てよう」を合い言葉に「地域子ども教室推進事業(地域子ども教室)」を実施した。平成19年度からは、地域子ども教室の成果をふまえ、新たに「放課後子ども教室推進事業」を国と県の補助事業として各市町村で実施している。

「放課後子ども教室推進事業」は、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境 づくりを推進するため、放課後や週末等に学校や公民館等で地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取り組みを実施するものである。 本事業では、次の点から「居場所」づくりの推進を図っている。

- (1) 子どもたちの安心・安全な「居場所」
  - ① 放課後の子どもたちの安心・安全の確保のため、学校の空きスペースや公民館等を活用した 「居場所」づくりを推進する。
  - ② 放課後子ども教室では、学習活動や様々な体験活動、異年齢交流等を行い、子どもたちの健全育成を推進する。
- (2) 地域に根ざした「居場所」
  - ① 小学校区において、伝統文化や習慣などの地域の特色を活かした「居場所」づくりを推進する。
  - ② 地域の子どもたちが地域の人々によって支えられる環境づくりを推進する。
- (3) 大人も輝く「居場所」
  - ① 地域の大人が子どもたちとのかかわりを通して、生き生きと活躍する「居場所」づくりを推進する。
  - ② 大人が自らの社会経験を子どもに伝えられる「居場所」を推進する。

平成19年度は、県内16市町村で、142の教室が開かれ、それぞれの地域(字)に応じた学習活動、 スポーツ活動、伝統芸能活動、物づくり等様々な体験活動等が行われ、延べ約28万5千人もの大人と 子どもが関わり合うことができた。

この事業の成果としては、「放課後の時間を有意義に、安全・安心に過ごすことができるようになった」「異年齢の交流が行われることにより、地域の子ども達が年齢を超えて顔見知りになり、思いやりの心が育ってきた」「地域の大人と子どもたちとのかかわりが増え、信頼関係を築くことができた」

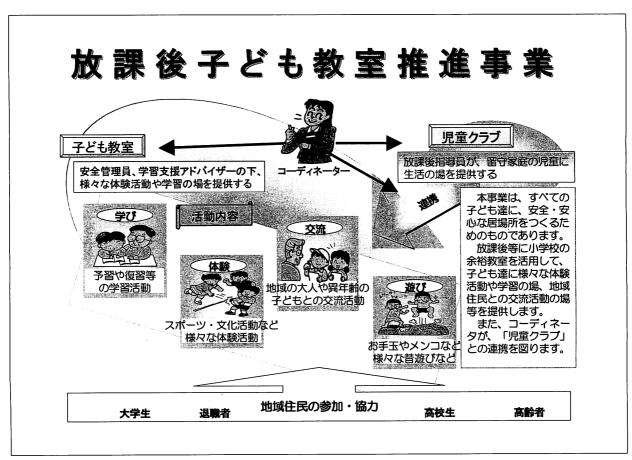


図 2: 放課後子ども教室推進事業図 資料出所: 文部科学省 「多くの大人が子どもたちの育成に関わることで『地域の子は地域で育てる』という気運が高まった」 ことなどがあげられる。また、「宿題やプリント学習等の学習支援により、子どもが自信を持ち、授 業にも積極的に参加するようになった」という学力向上につながる事例も見られた。

平成20年度は、19市町村で181ヶ所の申請があり、学習活動、スポーツ活動、伝統芸能活動、物づくり等様々な体験活動が行われる予定である。参加する子ども達には、「同学年の友達が増える、お兄さんやお姉さん、年下の子などとも仲良くなれる」といった異年齢交流の良さを実感させるとともに、おじいさん・おばあさんや地域の多数の大人たちと関わりを持つことで、「親を始め大人との会話が増える、大人への言葉遣いや接する態度、信頼関係を養うことができる」等の効果が期待できる。

また、本事業は福祉保健部が実施する「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」と連携を図り、総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)としての事業も期待できる。

#### V おわりに

教育基本法が改正されたことを踏まえ、平成20年6月には社会教育法の一部が改正された。同法第3条第3項には、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努める」という条文が追加され、第5条には本稿で紹介した「学校支援地域本部事業」及び関連する事業の実施・奨励に関すること(第15項)、「放課後子ども教室推進事業」及び関連する事業の実施・奨励に関すること(第13項)が新設され、家庭教育に関する情報の提供についての規定も改正された。さらに、第9条3項に社会教育主事の職務として、「学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる」ことが新設され、学校現場に対する助言が条件付ながら与えられている。

これらのことから鑑みるに、これからの教育には、学校・家庭・地域との連携が極めて重要であると考える。

このような国の動きではあるが、現場においては、まだまだお互いの連携が十分に図られておらず、 学校・家庭・地域のそれぞれの機能が十分に活かされていない状況である。

子どもたちは「地域の宝」であり、「地域の将来を担う人材」である。子どもたちを健やかに育み、「生きる力」を身に付けさせるために、学校教育側と社会教育側がそれぞれの役割を果たしつつ、互いにしっかりと手を組み、協働で教育を進めることが大切である。

そのために教育委員会は、学校・家庭・地域三者の連携を図るコーディネーターとしての役割を担い、社会全体の教育力向上と生涯学習社会の実現を目指していくことが重要であると考える。

#### 【引用文献・参考資料】

- 1) 中央教育審議会『新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について〜知の循環型社会の構築を目指して〜(答申)』2008年2月。
- 2) 文部科学省『教育振興基本計画』2008年7月。
- 3) 文部科学省『学校支援地域本部事業のスタートにあたって』2008年7月。
- 4)沖縄県教育委員会・沖縄県『地域全体で子どもたちの安心・安全な居場所づくりを~ 沖縄県放 課後子どもプラン~』2008年